

公益社団法人全国大学保健管理協会文書の名義及び決裁規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）の文書の名義及び決裁について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「協会文書」とは、協会の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、協会の役職員等が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。

(文書の名義)

第3条 文書の名義は、別に定めるもののほか、別表の区分欄に掲げる各文書について、それぞれ同表の名義者欄に掲げる者とする。

(文書の決裁)

第4条 次の各号に掲げる事項に係る事案については、代表理事の、その他の事案については、その名義者の決裁を受けるものとする。

- (1) 協会の管理運営に関する重要事項についての方針の決定に関すること。
- (2) 協会の組織又は制度に関する重要なこと。
- (3) 理事会、総会、評議員会その他協会の重要な会議の招集通知及びその提出議案に関すること。
- (4) 人事に関することで特に重要なこと。
- (5) 予算、決算及び会計に関することで特に重要なこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に重要なこと。

(文書の専決)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、事務長が専決することができる。

- (1) 通知、照復、資料の送付等の文書
- (2) 情報処理に関する文書で軽易なもの
- (3) 代表理事の行う証明の文書で軽易なもの
- (4) 職員の国内で開催される講習会等への参加
- (5) 職員の週休指定日の振替、代休日の指定
- (6) 休暇の承認
- (7) 職員の総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認の決定
- (8) 内国旅行命令及び依頼の処理
- (9) 給与の支給等給与関係事務
- (10) 諸謝金の決定

(文書の供閲)

第6条 接受文書のうち、決定を要しないものについては、関係者に供閲することをもって足りる。

(補則)

第7条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年3月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人全国大学保健管理協会文書の名義及び決裁に関する規程(平成17年7月1日制定)は、廃止する。

別表

区 分	名 義 者
① 協会の設置改廃に関する文書	代 表 理 事
② 理事、監事、評議員に関する文書	代 表 理 事
③ 定款及び内規等の制定改廃	代 表 理 事
④ 組織運営上重要な会議に関する文書	代 表 理 事
⑤ 監督官公庁、関係諸機関に対し、代表理事の行うべき申請、協議、報告、通知等の文書	代 表 理 事
⑥ 代表理事の行う証明の文書	代 表 理 事
⑦ ④から⑥までに掲げるもののほか、特に重要な文書その他で代表理事によることが適当なもの	代 表 理 事
⑧ 通知、照復、資料の送付等の文書	代 表 理 事
⑨ 情報処理に関する重要な文書	代 表 理 事
⑩ 協会職員の人事に関する重要な文書	代 表 理 事
⑪ 証明の文書で⑥に掲げるもの以外のもの	事 務 長
⑫ 通知、照復、資料の送付等の文書で軽易なもの	事 務 長
⑬ 前号以外の人事に関する軽易な文書	事 務 長
⑭ 情報処理に関する文書で⑨に掲げる以外のもの	事 務 長